

発達障害等に関する支援体制の整備

I 発達障害等に関する職員研修の進め方

1 職員研修を進めるための基本的な考え方

小・中学校等において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人への適切な教育的支援を実現するためには、校内委員会を設置し、学校全体で教育的支援に取り組む体制を整備する必要がある。

また、教員一人一人が発達障害等に関する正しい知識を習得し、適切な指導・支援を行うとともに、周囲の児童生徒や保護者等へ理解啓発を促す必要がある。さらに、個別の教育支援計画等を活用し、関係機関と連携を図ることが重要となる。

2 発達障害等に関する理解を深めるための職員研修プログラム例

	研修名	研修のねらい	研修内容
1	校内委員会の機能	校内委員会の役割や設置、校内研修との関連づけなど運営に関する理解を深める。	<ul style="list-style-type: none">校内委員会の役割校内委員会の設置と運営
2	校内連携の在り方	校内支援体制の在り方を学び、特別支援教育コーディネーターを中心とした学級担任等への実際を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none">ケース会議の意義と運営の仕方、事例検討の方法特別支援教育担当者や専科との連携特別支援教育支援員との連携巡回相談の活用小・中学校間の連携
3	個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成	個別の教育支援計画や個別の指導計画の必要性を理解し、作成上の手順や留意点と活用方法などについて学ぶ。	<ul style="list-style-type: none">発達障害等の特性学習に関する工夫や配慮行動に関する工夫や配慮個別の指導計画等の理解と作成手順個別の指導計画等の記載内容個別の指導計画等の活用方法個別の指導計画等の立案
4	関係機関との連携	地域の関係機関や具体的な連携方法について学び、ネットワーク構築のための理解を深める。	<ul style="list-style-type: none">関係機関との連携の意義関係機関についての概要関係機関との連絡・調整関係機関との連携の実際

II 校内委員会について

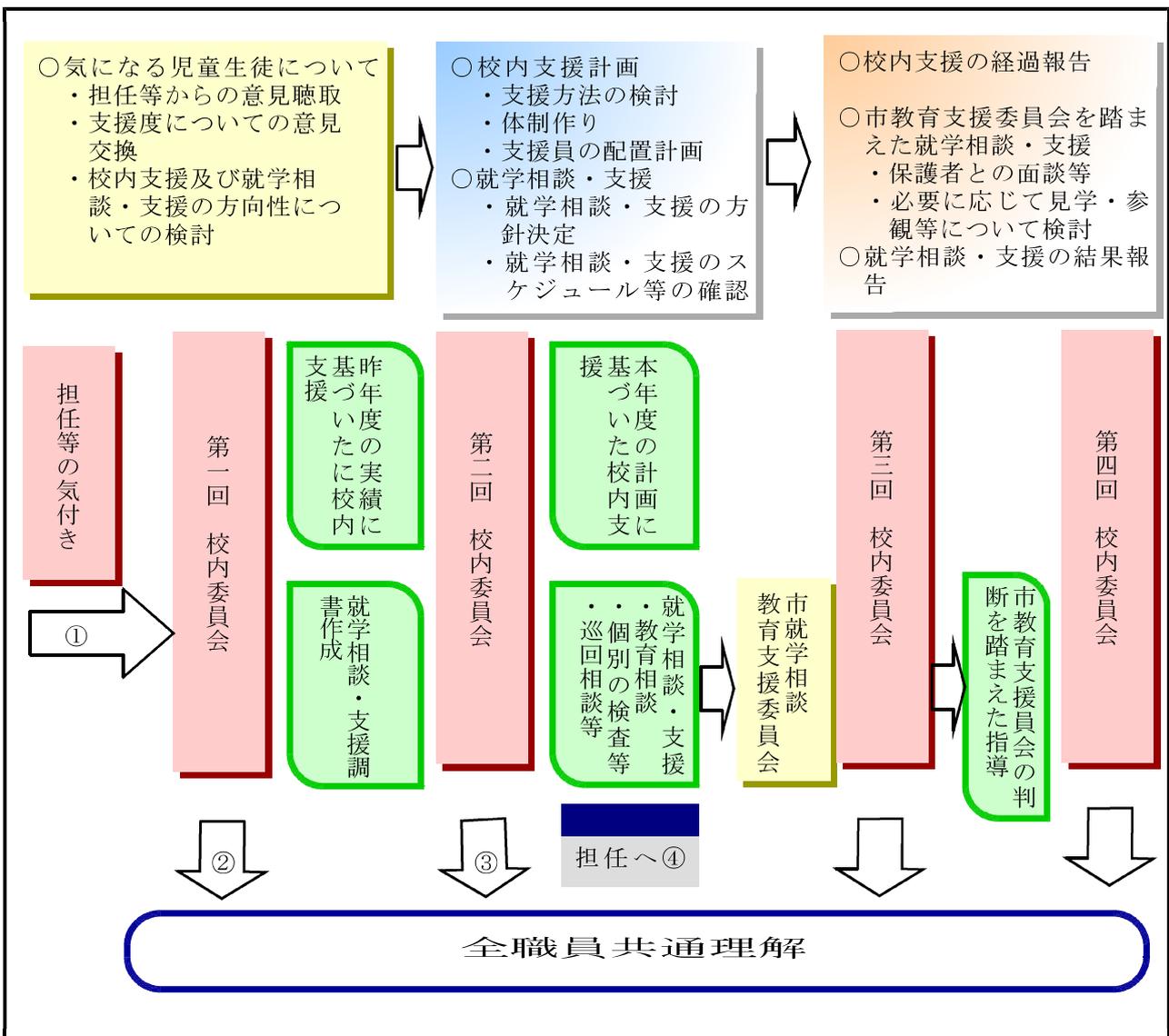
1 校内委員会の役割

- (1) 校内での個別支援が必要な児童生徒について支援体制を整え、支援する。
- (2) 特別支援学級への入級や通級指導教室への通級，特別支援学校への転学等，児童生徒の実態に応じた就学相談・支援について検討する。

2 校内委員会の構成員（例）

- (1) 構成員
校長，教頭，特別支援教育コーディネーター，教務主任，（養護教諭）
特別支援教育部（特別支援学級担任・通級指導教室担当・対象児童生徒学級担任）
- (2) 特別支援教育コーディネーター（3人）の役割分担
 - 就学相談・支援業務の企画運営 ……A（通級指導教室担当）
 - 特別支援学級児童生徒支援の企画 ……B（特別支援学級担当）
 - 発達障害理解啓発，校内研修 ……C（通常の学級担当）

3 校内委員会の流れ（例）



※ ①②③④で実際に使用する様式等は「資料①②③④」参照

4 校内委員会の年間計画（例）

月	学級担任	校内委員会	市町村教育支援委員会
4	4月中旬 職員会議 校内支援・就学相談・支援について共通理解	個別の教育支援計画 個別の指導計画 引継ぎ	
5	実態調査書記入・提出する。 (5月中旬まで) ○ 就学相談・支援の対象児がいると考える場合	5月初旬：第1回 校内委員会 ○年間計画 ○校内支援の進め方 ○校内支援体制・計画について ○引継児童の経過報告	資料① □第1回市教育支援委員会（中旬） □市就学相談説明会（下旬）
6	「就学相談を勧める児童」 実態調査書記入・提出する。 (6月初旬まで) ○ 市就学相談（10月）を受ける児童・保護者へのかかわり	6月中旬：第2回 校内委員会 ○校内支援の経過 ○市就学相談を勧める児童判断 ○個別検査実施について	
7	保護者へ市就学相談（10月）を受けることを勧め返事をもらう。(7月初旬まで) ○ 市就学相談（10月）を受ける児童・保護者へのかかわり	支援体制・個別の指導計画作り 支援開始	□「就学判断依頼書」提出（上旬）
8	保護者と連絡をとり「市就学相談に係る調査書」を作成する。 (8月下旬まで)	個別の指導計画等の見直し	□「就学相談に係る調査票」提出（上旬）
9			□市就学相談会 □市就学时健康診断
10	保護者・児童と一緒に市就学相談会に参加する。		
11	○ 入級・通級指導を勧める児童へのかかわり 保護者と相談し、必要によっては支援学級や中学校等を見学・参観してもらい、入級・通級について返事をもらう。 (12月上旬まで)	11月中旬：第3回 校内委員会 ○第2回市教育支援委員会報告 ○入級・通級指導について	□第2回市教育支援委員会 □市就学相談結果審議（中旬） □「判断の結果取られた教育的措置」提出 ※特別支援学校へ就学する場合の書類提出
12		個別の指導計画等の見直し	
1			
2		2月中旬：第4回 校内委員会 ○ 就学相談・支援の結果報告 ○ 校内支援の経過 ○ 年間反省	□第3回市教育支援委員会（通級指導教室への入級についての審議）
3	○ 入級・通級指導を進める児童への引継ぎ資料作成	個別の教育支援計画 個別の指導計画 引継ぎ資料作成	

資料① 「特別な支援が必要な児童」実態調査（5月上旬）書式例

平成〇〇年度 「特別な支援が必要な児童」実態調査

_____年 組

学級の中で、常日頃から個別支援を行っていたり、個別支援はしていないが気になっているという児童の名前と支援ニーズをお書きください。

	児童氏名 (イニシャル)	性別	支援ニーズ (内容は下記参照)			支援度
			学習面	生活面	対人関係・情緒面	
例	〇・〇 (姓・名で)	女	○	○		中
1						
2						
3						
4						
5						
7						
8						

※ 支援ニーズ

学習面の支援ニーズ	行動面の支援ニーズ	対人関係・情緒面の支援ニーズ
<ul style="list-style-type: none"> 漢字を覚えられない。 着席している時間が短い。 忘れ物が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> こだわりがあり、スムーズに行動できない。 注意しても同じことを繰り返す。 	<ul style="list-style-type: none"> 友達とすぐけんかになる。 友達とうまく話せない。 いつも一人で遊ぶ。

※ 支援度 (目安)

<p>小: 通常の学級における指導の中で配慮 担任による個別の声かけや指示等で対応できる状態</p> <p>中: 通常の学級における指導の中で個別指導も必要 TTや支援員活用等の支援で効果があがる状態</p> <p>大: 通常の学級における指導の中で特別な配慮が必要な児童 個別指導が常に必要で、同学年児童との差が著しくある状態</p>	<p>この段階の児童は、就学相談・支援を視野に入れた方がよい。</p>
---	-------------------------------------

該当児童がない場合は、「該当なし」で提出。5月〇日()までに〇〇へ

- 児童生徒の実態を「支援度」をもとに把握する資料となる。
 - ・ 支援度 小 → 担任の指導で対応できるケース
 - 中 → 特別支援教育支援員を配置して対応することが望ましいケース
 - 大 → 就学相談を勧め、特別支援学級等へ入級することが望ましいケース
- 児童生徒の実態把握と同時に、担任の支援を進める上での判断材料となる。

資料② 「実態把握の結果報告」
 ～校内支援・就学相談の決定（5月下旬～6月）

第1回校内委員会における実態把握の結果を受け、就学相談を勧める児童生徒、特別支援教育支援員を配置する児童生徒の人数把握を行い、特別支援教育支援員配置を行う学級の配置希望時間を聞き取る。

<p>第 I 回 特別支援校内委員会報告</p> <p style="text-align: right;">H○○・○○ 特別支援校内委員会</p>
<p>1 協議内容</p> <p>「特別な支援が必要な児童」実態調査についての担任の説明をもとに、「就学相談を勧める児童」実態調査を記入する児童を決定する。</p> <p>2 「特別な支援が必要な児童」について</p> <p>支援度小：担任による個別の声かけや指示等で対応できる状態 ・・○○人（○年○人，○年○人，○年○人）</p> <p>支援度中：ITや支援員活用等の支援で効果があがる状態 ・・○○人（○年○人，○年○人，○年○人）</p> <p>支援度大：個別指導が特に必要で、同学年との差が著しくある状態 ・・○○人（○年○人，○年○人，○年○人）</p> <p>3 今後について</p> <p>○ 該当児童の担任は、「就学相談を勧める児童」実態調査を記入して、6月○日（ ）までに提出してください。</p> <p>→ 6月○日の第2回校内委員会で、「就学相談を勧める児童」実態調査をもとに、「○○○○市就学相談会」で専門相談員の相談を受けた方がよい児童を決めます。また、個別知能検査の実施等の必要性についても検討します。</p> <p>○ 校内支援は来週から実施します。（詳しくは下記をご覧ください。）</p>
<p>校内支援について</p>
<p>校内支援を希望される場合は、毎週の時間割か下記の用紙を提出してください。</p> <p>○ 毎週指定される場合は、○曜日の○校時休みまでに、翌週の時間割に希望の印をつけて提出してください。</p> <p>○ 毎週固定した時間を希望される場合は、下記の用紙でお知らせください。時間割の変更については、その都度お知らせください。</p> <p>○ どの児童を中心に支援するか支援員の先生と打ち合わせてください。また、児童らに支援員の先生を紹介してください。</p>
<p>----- き り と り -----</p> <p>☆ 固定した時間でよい場合は、この用紙でお知らせください。</p>
<p>校内支援希望用紙</p>
<p>（ ）年（ ）組</p>
<p>第1希望 （ ）曜日 （ ）時間目 教科（ ）</p> <p>第2希望 （ ）曜日 （ ）時間目 教科（ ）</p> <p>第3希望 （ ）曜日 （ ）時間目 教科（ ）</p>

資料③ 「第2回校内委員会」

就学相談を勧める児童生徒を決定し、支援度、担任の意見、発達検査(WISC-III)の実施希望等を一覧にまとめる。保護者の希望を聞き取り、就学相談が決まれば書類の準備を進めていく。

第1・2回 特別支援教育校内委員会 報告 H〇〇・〇・〇

第1回(5/〇)

1 特別な支援が必要な児童について
 〇〇人 (1年生 人 2年生 人 3年生 人
 〇〇人 (4年生 人 5年生 人 6年生 人)

2 「就学相談を勧める児童について」の実態調査を行う児童について
 支援度大の児童〇人と中のうち〇人の計〇人について記入してもらう。

第2回(6/〇)

〇 「就学相談を勧める児童について」の実態調査をもとに、10月の市就学相談会を勧める児童を決める。また、個別検査実施の必要性についても話し合う。
 支援度が高い児童について支援体制を整える。(個別支援または学級での支援等)

(1) 就学相談を勧める児童について (秘)

年	組	児童名	性	学習面	生活面	対人面	支援度	担任意見	就学相談	個別検査	保護者の希望
1	4	〇・〇	女		○	○	中	LD通級	○	○	
2	1	〇・〇	男	○			大	LD通級	○	○	
		◎・◎	女	○		○	大	LD通級	○	○	
	2	◎・◎	男	○			大	LD通級	○	○	
		〇・〇	男	○			大	LD通級	○	○	
		〇・〇	男	○			中	来年度	巡回相談で相談してから決める		
3	2	〇・〇	女	○			中	LD通級	○	○	
	3	〇・〇	女	○			大	LD通級	○	○	
4	3	◎・◎	男	○			大	支援学級	○	○	
5	3	〇・〇	男	○			中	LD通級	来年度		

☆ 通級児

6	1	〇・〇	男					LD通級	○	○	
6	2	〇・〇	男					情緒学級	○	○	

☆ 〇〇〇組の〇年生〇人も就学相談を勧める。
 ☆ 〇〇〇組の〇・〇さんについても就学相談を勧めるか検討する。

(2) 校内支援について

対象となる児童	担任の希望	支援計画
2 1 〇・〇 〇・〇	月5・水2・木1：算数	木1：〇〇先生
3 2 〇・〇	個別指導の場	就学相談を受けてもらう
3 3 〇・〇	月3算数	〇〇先生
4 3 〇・〇	水2・火1・木2	火1：〇〇先生
5 3 〇・〇	〇〇〇組への通級時間を増やす	相談して増やす

(3) 今後の予定

- 7月〇日()までに保護者から就学教育相談を受けるか返事をもらう。(担任)
- 保護者の了承を得て(担任)、1学期中に個別知能検査を実施する。
- 後日届く個人調査書を夏休み中に記入する。(担任) → 9月上旬提出

お願い

※ 今後、支援が必要と思われる子どもに気付かれたら、その都度お知らせください。
 ※ 支援が必要な子どもがいる学級に入れそうな方がいらしたら、お知らせください。

資料④ 「就学相談の決定」 ～WISC-IIIの実施（6月下旬～7月）～検査結果の報告（9月）

- 担任への WISC-III 説明資料
担任に検査の概要を説明し、保護者の同意を得た上で7月中をめどに検査を実施する。
- 検査結果の報告
検査の結果・分析資料を担任に配付し、教育相談での保護者への説明の仕方、配慮すべき事項を伝える。

校内委員会 資料 H○○・○・○

○○○市の就学相談会をうける児童について、保護者に「就学相談依頼書」を記入してもらってください。（7月○日（ ）まで）

また、個別の知能検査の実施について、同意いただけるか確認してください。同意してもらえたら1学期中か夏休み前半に実施する予定です。

★ 個別知能検査：WISC-IIIについて

Wechsler Intelligence Scale for Children-Third Edition ウェクスラー児童用知能検査Ⅲ版（日本版）の経典-David Wechslerが1949年に作ったWISC（初訂・修正版WISC-R）が改訂されたもの：5歳0ヵ月～16歳11ヵ月が対象

<意義・目的>

- 知能を「目的的に行動し、合理的に思考し、能率的に環境を処理する個人の総合的・全体的能力（意欲や性格要因とも関連する柔軟な課題解決能力）」と定義している。
- 総合的な知能発達の発達だけでなく、個々の知能発達の強弱や個人内差をとらえようとする検査法。知的活動のメカニズムを解明できると評価されている。
- 相対的な知能発達の位置を示す（学校で実施する知能検査はこれにあたる）という目的ではなく、個人の認知過程の特性理解に迫り、治療教育という視点の介入的アプローチのための情報提供という診断的役割を目的とする。

<構成・特徴>

- 10の基本検査：言語性検査「知識」「類似」「算数」「単語」「理解」
動作性検査「絵画完成」「符号」「絵画配列」「積木模様」「組合せ」
3つの補助検査「数値」「記号探し」「迷路」からなる。
- 言語性検査から言語性IQ（VIQ）動作性検査から動作性IQ（PIQ）が求められる。その合計から全検査IQ（FIQ）が求められる。また、言語理解・知覚統合・注意記憶・処理速度の4つの詳細指数を得ることが出来る。

※ 現在は、WISC-IIIが出ていますが、まだ学校現場では使われていると聞かれません。また、WISC-IIIの言語性・動作性に分けた分析の仕方も見解が変わってきているそうです。

★ 各対象児について

<知的障害特別支援学級>

知的発達の遅滞があり、他人との意思の疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのの一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のものである。

<自閉症・情緒障害特別支援学級>

- 1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通および対人関係の形成が困難である程度のものである
- 2 主として心理的な要因による選択性失語等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のものである

<LD・ADHD通級指導教室>

LD・全般性的な知的能力に遅れがないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のものである

ADHD・年齢又は発達に不釣り合いな注意力・又は、衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のものである

<言語障害通級指導教室>

口頭語、書き言葉のまひ等認知的又は機能的な障害障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがあるもの、その他これに類するもの（これら障害が主として他の障害に起因するものでないものに限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものである

個別の知能検査結果について H○○年○月○日 校内委員会係 ○○

個別検査実施や就学相談に向けての教育相談・保護者の記入などへの協力ありがとうございました。

7月に行ったWISC-IIIの結果についてお知らせします。

検査結果（IQ）については、市の就学相談係に併せて書き込んで提出します。添付については、下記を参考にしてください。

なお、市の就学相談会は10月の○日（ ）○日（ ）○日（ ）○日（ ）のいずれかの予定です。

- 保護者と教育相談を行い結果について知らせてください。
- 検査結果が分析結果の用紙は保護者に渡す。担任の先生が参考にして説明してください。
- 結果については、「年齢相応である」や「年齢より少し下回る」などとやんわりと表現してください。
- 結果（IQ）を開かれたら口頭で教えてください。
- 検査結果だけでなく、日頃の様子と関連させて話してください。
- 実施した知能検査について

★ WISC-III

- 児童の知能（目的的に行動し、合理的に思考し、能率的にその環境を処理しうる総合的・全体的能力）を個別に精密に診断し、個人内差を明らかにする。
- 「検査のばらつき」「言語性・動作性IQの差」「検査のばらつき」「プロフィール分析表」を見て、学習能力の強い、弱いを見つけることができる。

検査時の子どもの様子

- 得意なことや得意な様子
- 苦手なことへの立ち方
- 家庭での立ち方のお話

教育相談時に、保護者の同意を希望される場合はお知らせください。その場合は、前もってどのような形で行うか打ち合わせしてください。

資料

★ 知的障害とは：知的発達の遅滞があり、他人との意思の疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のものである。知的障害の程度が軽度から重度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なものを指す。

★ 情緒障害とは：情緒の揺れ方が偏っていたり、その揺れ方が激しかったりする状態を自分の意思でコントロールできないことが特徴。学校生活や社会生活に支障となる状態

- 自閉的な傾向が強いことによる言語発達の遅れや対人関係の形成困難
- 心理的な要因の関与が大きいとされている社会的適応が困難である状態
- 選択性失語・不登校・多動・常同行動・チックなど

★ LD（学習障害）とは：

- 知的能力：全般的な遅れがないが、個人内の認知能力（さまざまな感覚器官を通して入ってくる情報を受け止め、整理し、抽出づけ、選出する過程）にアンバランスがある。
- 国語・算数等の基礎的学習能力に著しいアンバランスがある。
- 教科別に著しいアンバランスがある。
- 教育的介入に見ても学習困難の問題が特定される。
- ほかに障害や機能的な要因で説明できないことへの判断。

★ ADHD（注意欠陥/多動性障害）とは：

- 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能をきたすものである。
- また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、平均知能に何らかの要因による機能不全がある状態となる。

★ 聴覚機能自閉症とは：

- 個人と社会的関係の形成の困難さ
- 言語の発達に著しい遅滞があること
- この3つを特徴とする自閉症のうち知的発達の遅れを伴わないもの

なお、言葉の発達の遅れを伴わないものがアスペルガー症候群に分類される。

参考文献：「就学指導の手引き」（平成15年5月 鹿児島県教育委員会）
「今後の特別支援教育のあり方について（最終報告）」（平成15年3月特別支援教育のあり方に関する調査協力者会議）

（○○○）先生へ
先生の学級の（ ）さんについて、保護者に10月・11月に行われる「○○○市就学相談会」を受けるように勧めてください。
7月○日（ ）までに受けるか受けないかの返事をもらい、お知らせください。

※ 「○○○市就学相談会」は、保護者と子ども、学級担任が専門家と面談し、子どもの適切な就学先（通常学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校）について判断してもらう相談会です。日常生活においてどうすればよいかだけを相談する会ではないので、その旨わかりやすくお伝えください。

保護者に話す内容（参考）

- 学校での子どもの様子について伝える。（頑張っていることも含めて）
- 家庭の様子を聞く。（何か心配なことや困っていることなども含めて）
- 学校では、子どもさんについて、個別指導が必要であると感じていることを伝え、10月に専門家に相談する機会があるので、受けませんかと聞く。

なお、

- 受けなどという答えでも構いませんので、強引に勧めなくてもよいです。ただ、その場合も保護者に家庭学習などで協力してもらって、子どものために支援をしていく必要があることはお話しください。
- 不明なことや困ったことがある場合は、係または教頭先生に相談してください。

※ 保護者へ就学相談を勧める際の担任に配付する参考資料